⑨ 給与支払報告書（個人別明細書）

令和８年分 **給与所得の源泉徴収票**

※ ／ ※種別 ／ ※整理番号 ／ ※

	左側	右側
支払を受ける者	※区分	（受給者番号）
住所	（個人番号）	（個人番号）
	（役職名）	（役職名）
氏名	（フリガナ）	（フリガナ）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内 千 円	千 円	千 円	内 千 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）	16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）	非居住者である親族の数
有 従有 老人	千 円	特定 従人 老人 従人 その他 従人	従人 特親 従人 人	特別 内 人 その他 人	人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千 円	内 千 円	千 円	千 円	千 円

（摘要）

生命保険料の金額の内訳									
	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円

住宅借入金等特別控除の額の内訳								
住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日（1回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（1回目）		住宅借入金等年末残高（1回目）	円	
住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日（2回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2回目）		住宅借入金等年末残高（2回目）	円	

(源泉・特別)控除対象配偶者				配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
	（フリガナ）		区分			基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
	氏名								
	個人番号								

控除対象扶養親族等				16歳未満の扶養親族			
1	（フリガナ）氏名	区分		1	（フリガナ）氏名	区分	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
	個人番号				個人番号		
2	（フリガナ）氏名	区分		2	（フリガナ）氏名	区分	
	個人番号				個人番号		
3	（フリガナ）氏名	区分		3	（フリガナ）氏名	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号				個人番号		
4	（フリガナ）氏名	区分		4	（フリガナ）氏名	区分	
	個人番号				個人番号		

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
												8						

支払者		
	個人番号又は法人番号	（右詰で記載してください。）
	住所(居所)又は所在地	
	氏名又は名称	（電話）

（摘要）に前職分の加算額、支払者等を記入してください。　「支払者」の欄に社印・代表者印等の押印をしないでください。

訂正する場合は二重線で抹消してください。

（市区町村提出用）

（受給者交付用）03

支払を受ける者 住所又は居所 ／ （受給者番号） ／ （役職名） ／ 氏名 （フリガナ）

種別 ／ 支払金額 ／ 給与所得控除後の金額（調整控除後） ／ 所得控除の額の合計額 ／ 源泉徴収税額

(源泉)控除対象配偶者の有無等 ／ 配偶者(特別)控除の額 ／ 控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。） ／ 16歳未満扶養親族の数 ／ 障害者の数（本人を除く。） ／ 非居住者である親族の数

特定親族特別控除の額 ／ 社会保険料等の金額 ／ 生命保険料の控除額 ／ 地震保険料の控除額 ／ 住宅借入金等特別控除の額

（摘要）

生命保険料の金額の内訳：新生命保険料の金額 ／ 旧生命保険料の金額 ／ 介護医療保険料の金額 ／ 新個人年金保険料の金額 ／ 旧個人年金保険料の金額

住宅借入金等特別控除の額の内訳：住宅借入金等特別控除適用数 ／ 居住開始年月日（1回目） ／ 住宅借入金等特別控除区分（1回目） ／ 住宅借入金等年末残高（1回目） ／ 住宅借入金等特別控除可能額 ／ 居住開始年月日（2回目） ／ 住宅借入金等特別控除区分（2回目） ／ 住宅借入金等年末残高（2回目）

(源泉・特別)控除対象配偶者 ／ 配偶者の合計所得 ／ 国民年金保険料等の金額 ／ 旧長期損害保険料の金額 ／ 基礎控除の額 ／ 所得金額調整控除額

控除対象扶養親族等 ／ 16歳未満の扶養親族

未成年者 ／ 外国人 ／ 死亡退職 ／ 災害者 ／ 乙欄 ／ 本人が障害者 特別 ／ 本人が障害者 その他 ／ 寡婦 ／ ひとり親 ／ 勤労学生 ／ 中途就・退職 就職 ／ 中途就・退職 退職 ／ 中途就・退職 年 月 日 ／ 受給者生年月日 元号 年 月 日

支払者 ／ 個人番号又は法人番号 ／ 住所(居所)又は所在地 ／ 氏名又は名称 ／ （電話）

税務署からのお知らせ

■　確定申告書の提出について

確定申告が必要な方

◎　給与の収入金額が2,000万円を超える方
◎　給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
◎　２か所以上から給与の支払を受けている方
など

税金の還付申告ができる方

◎　マイホームを住宅ローンなどで購入した方
◎　多額の医療費を支払った方
◎　災害や盗難にあった方
◎　給与所得者の特定支出控除の特例の適用がある方
◎　年の中途で退職し、再就職していない方
など

（注１）令和８年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付期間は、令和９年２月16日（火）から同年３月15日（月）までです（還付申告書は、令和９年２月15日（月）以前でも提出できます。）。
（注２）所得税の確定申告書を提出する場合には、退職所得の金額を含めて申告する必要があります。

■　確定申告書の作成・送信は、ご自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

スマホやパソコンで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成し、e-Taxで送信（提出）できます。

「確定申告書等作成コーナー」なら、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で申告書・青色申告決算書等が作成できるため、計算誤りがありません。作成した申告書等は、そのままe-Taxで送信できます。

作成コーナー



確定申告特集
（確定申告の案内はこちら）

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができませんので、お早めに更新手続をお願いします。

※　有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁ホームページをご確認ください。

更新手続等の詳細はこちら→



■　給与所得の確定申告がさらに簡単に！
マイナポータルと連携して、給与情報が確定申告書に自動入力できます！
～令和8年分の確定申告から、給与情報の自動入力を利用できる方が拡大されます！～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータル連携をすることにより、お勤め先からオンライン提出された「給与支払報告書」又は「給与所得の源泉徴収票」※の情報が申告書に自動入力されます。

また、マイナポータル連携により、ふるさと納税などの寄附金や、医療費などの情報も併せて、自動入力することができます。

給与情報のマイナポータル連携の事前準備については、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。

※　お勤め先の給与支払報告書又は給与所得の源泉徴収票の提出方法（オンライン提出有無）については、お勤め先にお尋ねください。

【国税庁特設ページ】